

## 茨城県男女共同参画審議会委員公募実施要項

### (趣旨)

第1条 男女共同参画社会を早期に実現するためには、行政はもとより、県民、事業者、市町村などが連携して、社会のあらゆる分野において取組を進める必要がある。

このため、県では、県民各界各層の代表者を委員とする茨城県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、男女共同参画に関する事項の調査審議を行っており、委員については、県民の幅広い意見を県政に反映させるため、平成15年度から一部公募制を導入しているところである。

この要項は、引き続き、広く県民から審議会委員を公募するため、必要な事項を定めるものとする。

### (応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 茨城県内に住所を有している者又は通勤若しくは通学する者
- (2) 令和6年4月1日現在の年齢が満18歳以上の者
- (3) 公務員（非常勤の特別職を除く）並びに国、県又は市町村議会の議員でない者
- (4) 男女共同参画の推進に関心を持ち、年2～3回程度開催される審議会に出席可能である者
- (5) 県からの通知や資料をメール（ワード、エクセル等）で受信できる環境にある者
- (6) 過去に茨城県男女共同参画審議会委員の経験がない者

### (募集人数)

第3条 公募による委員（以下「公募委員」という。）は若干名とする。

### (公募委員の任期)

第4条 公募委員の任期は、茨城県行政組織条例第24条の規定に基づき委嘱の日から2年とする。

### (募集期間)

第5条 募集期間は、令和6年3月19日（火）から令和6年4月26日（金）午後5時までとする。（必着）

2 前項の期間内に応募する者が少数の場合には、募集期間を延長することができる。

### (応募方法)

第6条 公募委員に応募する者に、次の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 応募申込書（様式第1号） 1部
  - (2) 「私の考える男女共同参画社会」を題目としたレポート（800字以内、様式自由）1部
- 2 前項の書類の提出方法は、持参、郵送又は電子メールとする。

### (公募委員候補者の選考)

第7条 公募委員の候補者の選考は、次条に規定する茨城県男女共同参画審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、提出書類による一次審査及び面接による二次審査を実施し、審査の結果を総合的に判断して行う。

2 選考委員会は、正候補者及び予備候補者それぞれ若干名を選考する。

### (選考委員会)

第8条 選考委員会は、委員長及び委員で構成し、次の職にある者を充てる。

- (1) 委員長 女性活躍・県民協働課長
- (2) 委員 ダイバーシティ推進センター長、女性活躍・県民協働課課長補佐（総括）

- 2 委員長は、会務を統理し、選考委員会を代表する。
- 3 選考委員会の庶務は、女性活躍・県民協働課において処理する。

(公募委員の委嘱)

第9条 選考委員会は、公募委員の候補者を知事に内申し、知事は内申に基づき公募委員を決定し、委嘱するものとする。

(選考結果の通知)

第10条 公募委員が内定したときは、選考結果を応募者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和6年3月18日から施行する。